

国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部データの公開に関する基本方針 (データポリシー)

令和2年10月19日

1. 目的

国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（以下、医療研究連携推進本部）が支援・強化を図る研究活動を通して取得・作成したデータの公開について、その基本方針を定める。医療研究連携推進本部は、6つの国立高度専門医療研究センター(NC)が世界最高水準の研究開発・医療を目指して新たなイノベーションを創出するために、6NCの資源・情報を集約し、それぞれの専門性を活かしつつ有機的・機能的連携を支援・強化する。これら支援対象の研究活動を通じて取得されるデータが、幅広く利活用されることで、我が国全体の保健・医療・福祉の向上および医学研究のさらなる発展に資することを目的とする。

2. 対象となる研究データと公開範囲

本基本方針における研究データとは、医療研究連携推進本部が支援・強化を図る研究課題において、その研究活動を通じて取得・作成したデータ、そのメタデータ、および研究成果として公開したデータとする。研究データは、特段の定めがある場合を除き、可能な限り社会に公開する。個人情報保護や知的財産権保護の観点、また公開により国民の利益に反する恐れのある情報等、医療研究連携推進本部が公開は適当でないと判断するデータについては、公開の対象外とする。

3. データの管理・保存・運用

医療研究連携推進本部は、研究データの適切な管理・保存に努める。特に、医療連携推進本部は、法的小および倫理的要件に則り、公開データの管理および利用を促進するための運用をすすめる。

4. データの帰属

医療研究連携推進本部が支援・強化を図る研究課題の研究データは、別に定める場合を除き、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センターに等しく帰属することを推奨する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。

5. データの公開期間と利用条件

研究データは、研究者の論文投稿前の期間、研究者の権利や出版社等との契約に基づく場

合などの公開猶予期間を過ぎた場合、速やかに研究データを公開するものとする。また、公開後も医療研究連携推進本部が公開が適当でない判断した場合には、研究データの公開を打ち切る。

公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、医療研究連携推進本部が公開した研究データを利用した旨を明記すること。研究データは原則無償で公開されるが、その種類および利用目的等により、有償とする場合がある。

6. 免責

医療研究連携推進本部は、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害についての責任を負わない。

7. その他

この基本方針は、必要に応じて随時見直しを行い改訂する。